

がつ ぎょうじよてい 2月の行事予定

にちようび 日曜日	げつようび 月曜日	かようび 火曜日	すいようび 水曜日	もくようび 木曜日	きんようび 金曜日	とようび 土曜日
						1 ・囲碁
2	3 ・卓球 ・囲碁	4 ・子育て勉強会 ・フォークダンス ・卓球 ・スマイルキッズ	5 ・人権フェア (会場準備)	6 ・人権フェア (会場準備)	7 ・人権フェア (人権・同和教育 講演会)	8 ・人権フェア (作品展示) ・まぜこぜ球技 大会(松柏 小学校体育館)
9 ・人権フェア (作品展示)	10 ・人権フェア (会場片付け) ・各種相談日	11 けんこくきねん ひ 建国記念の日	12 ・子育て勉強会 ・囲碁 ・スマイルジュニア	13 ・ふれあい喫茶 ・パソコン ・子ども英語教室	14 ・卓球	15 ・囲碁
16 ・川の江隣保館 ふれあいのつどい ・三島地区防災訓練 (三島小学校)	17 ・卓球 ・囲碁	18 ・子育て勉強会 ・フォークダンス ・卓球 ・スマイルキッズ	19 ・土居隣保館 人権・同和教育 講演会 ・子育て勉強会 ・囲碁 ・スマイルジュニア	20 ・県人教加盟団体 実践交流会 ・貯筋体操 ・パソコン ・子ども英語教室	21 ・卓球	22 ・囲碁
23 天皇誕生日	24 振替休日	25 ・子育て勉強会 ・フォークダンス ・卓球 ・スマイルキッズ	26 ・子育て勉強会 ・囲碁 ・スマイルジュニア	27 ・四プロ隣保館 職員研修会 ・貯筋体操 ・パソコン ・子ども英語教室	28 ・卓球	29 ・囲碁

あさひぶんかかいかん

朝日文化会館

か い か かん

会館だより

だい 442号令和2年2月号



【お知らせ】

あさひぶんかかいかん がいかん
【朝日文化会館の外観】

- 人権フェア(人権・同和教育講演会) 2月7日(金) 19時～、2階大ホール
- 人権フェア(人権ポスター等作品展示) 2月8日(土)、9日(日) 9時～17時
- まぜこぜ球技大会 要申込 2月8日(土) 8時30分～、松柏小学校体育館、
レクバレー、インディアカ、スカッシュバレーボール
- 各種相談日 2月10日(金) 9時30分～
人権相談、生活相談、困っていること、何でも話に来てください。一緒に考えます。
- ふれあい喫茶(百円モーニング) 要予約 2月13日(木) 9時30分～
- 三島地区防災訓練 2月16日(日) 9時～、三島小学校、
避難訓練、救急・救命講習(AED、止血)、消火訓練、スリッパ作り、炊き出し訓練等
- 川の江隣保館ふれあいのつどい 2月16日(日) 13時～、川の江隣保館
- 土居隣保館人権・同和教育講演会 2月19日(水) 19時～、土居隣保館
- 県人教加盟団体実践交流会 2月20日(木) 9時50分～、砥部町文化会館
- 四プロ隣保館職員研修会 2月27日(木)、宇多津町
- 土居隣保館まつり 3月1日(日) 10時～、土居隣保館

朝日文化会館 人権フェア

人権フェアの内容

①人権・同和教育講演会

日時：令和2年2月7日(金) 19:00 開演
演題：人権文化を創造し、育むまちづくり

～ハンセン病問題からのアプローチ～

講師：愛媛県人権教育協議会代表幹事 村上進さん
内容：ハンセン病問題の個別的人権課題の解決という個別的观点、そして人権といった普遍的視点からのアプローチのいくつかから、部落差別をはじめ他の人権課題を考えます。

②人権ポスター等作品展示

日時：令和2年2月8日(土)、9日(日) 9:00～17:00
展示物：○三島地域の小学校、中学校、高等学校の児童生徒の人権ポスター
○人権啓発コーナー(人権パネル展示など)

四国中央市人権尊重のまちづくり条例が改正されました 施行日：令和元年12月23日

今日の社会構造の変化や価値観の多様化等、人権課題は複雑多様化し、特にインターネット上での差別情報の拡散や悪質な書き込みなど、新しい人権に関する課題が生じています。また「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が相次いで公布・施行され、地方自治体においても差別解消を推進するための更なる取り組みが求められています。

このような人権を取り巻く状況が変化する中、複雑多様化する人権課題への対応を図るとともに、さらに充実した人権施策を推進するため、先般の市議会において「四国中央市人権尊重のまちづくり条例」の一部改正が可決され、令和元年12月23日から施行しました。

○四国中央市人権尊重のまちづくり条例

平成16年7月6日 条例第191号
改正 令和元年12月23日条例第23号
(下線は、改正箇所)

すべての人間は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等であることは世界人権宣言にうたわれている。また、日本国憲法では、基本的人権の享有と法の下での平等が保障されている。このような理念の実現に向けて、これまで多くの努力が払われてきた。

しかしながら、今日もなお、社会的身分、門地、人種、信条、性別等による不当な人権侵害が存在しており、また、社会情勢の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じている。

これらの課題が克服され、すべての人の人権が尊重されるためには、人権が特別なものと考えのではなく、当たり前のこととしてお互いの存在を尊重し認め合い、人権の理念を普遍的な文化とする社会を築かなければならない。

私たちは、こうした人権文化を創造し、育むまちづくりを進めるため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、日本国憲法並びに差別解消の推進を目的とした障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)の理念にのっとり、人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等あらゆる人権に関する問題解決のため、市の施策の基本となる事項を定め、すべての人の人権が尊重される明るい社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、市民及び事業者の人権意識の高揚を図るための施策及び人権擁護に資する施策(以下これらを「人権施策」という。)を策定し、これを積極的に推進するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第3条 市民及び事業者は、自らが、人権尊重のまちづくりの担い手であることを意識し、人権意識の高揚を図るため、人権施策に協力するよう努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

(教育及び啓発の充実)

第4条 市は、市民及び事業者の人権意識の普及高揚を図るため、必要な教育及び啓発の充実に努めるものとする。

(相談体制の充実)

第5条 市は、あらゆる人権問題に関する相談に的確に応ずるための体制の充実に努めるものとする。

(調査の実施)

第6条 市は、人権施策に資するため、必要に応じて調査を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、人権施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(人権施策推進協議会)

第8条 人権施策の推進に関する重要事項について協議するため、四国中央市人権施策推進協議会を置く。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年12月23日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。